平成２５年（再ロ）第１０００４号

長崎県西彼杵郡長与町岡郷1438番地８
再生債務者　山本　誠
１　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年２月20日まで
４　一般異議申述期間　平成26年３月６日から平成26年３月20日まで
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２５年（再ロ）第４号

奈良県生駒郡斑鳩町龍田北２丁目11番13号
再生債務者　川口　明宏
１　決定年月日時　平成26年１月29日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年２月26日まで
４　一般異議申述期間　平成26年３月６日から平成26年３月20日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（再ロ）第１００９９号

東京都港区南麻布４－２－42－906
再生債務者　後藤　恵美
１　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年２月27日まで
４　一般異議申述期間　平成26年３月13日から平成26年４月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１００５１号

東京都港区北青山１－６－３－311
再生債務者　伊藤きくえ
１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年１月29日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成26年２月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第６号

佐賀県小城市三日月町樋口1033番地15
再生債務者　服部　育子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年１月９日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成26年２月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（再ロ）第２号

福島県白河市真舟２番地１　県営４－24
再生債務者　菊地　淳
１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年１月29日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成26年２月21日まで
福島地方裁判所白河支部再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十六年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十六年一月十五日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲、乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年六月十四日
掲載頁　四十七頁（号外第一二五号）
平成二十六年二月十日
札幌市清田区清田四条二丁目一〇番一八号
（甲）日成株式会社
代表取締役　中村　孝三
北海道浦河郡浦河町東町ちのみ四丁目一八六番地三
（乙）株式会社本間燃料店
代表取締役　笹原　賢一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年五月二十二日
掲載頁　五十九頁（号外第一〇五号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年五月三十日
掲載頁　七十八頁（号外第一一一号）
平成二十六年二月十日
北海道石狩市花川南八条五丁目三二番一号
（甲）株式会社つうけんアクティブ
代表取締役　永井　英晴
東京都文京区湯島三丁目二四番一三号
（乙）株式会社つうけんテクノロジー
代表取締役　青山　明彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十六年三月十六日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年五月三十日
掲載頁　九十一頁（号外第一一一号）
平成二十六年二月十日
栃木県小山市大字卒島一二九三番地
（甲）株式会社カワチ薬品
代表取締役社長　河内　伸二
茨城県坂東市沓掛一六三三番地
（乙）株式会社倉持薬局
代表取締役社長　倉持　茂通

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十六年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.natech.co.jp/kessan/kessan.html
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年七月十九日
掲載頁　七十頁（号外第一五六号）
平成二十六年二月十日
千葉県成田市古込字古込一番地一
（甲）株式会社成田エアポートテクノ
代表取締役社長　吉田　正嗣
千葉県成田市古込字古込一番地一
（乙）ネイテック防災株式会社
代表取締役社長　武田　敏章

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十六年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年六月二十日
掲載頁　一一四頁（号外第一三〇号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年五月三十一日
掲載頁　一〇四頁（号外第一一三号）
平成二十六年二月十日
東京都立川市緑町七番地一
（甲）株式会社日立超エル・エス・アイ・システムズ
代表取締役　菊地　明
秋田県秋田市雄和相川字後野八五番地
（乙）株式会社アキタ電子システムズ
代表取締役　吉田　昌弘